

令和7年11月4日

会員各位

公益社団法人不動産保証協会愛知県本部

本部長 萩原幸二

教育研修委員長 稲葉和哉

「令和7年度第2回eラーニングによる法定研修会」の実施について（ご案内）

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、愛知県本部主催による「令和7年度第2回eラーニングによる法定研修会」を下記要領により実施いたします。本研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット環境により、今般のeラーニング方式による研修会を受講することが困難な場合は、事務局（☎052-253-5036）までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

実施期間 **令和7年11月4日から令和8年3月31日まで**

講義内容 「不動産の不具合（瑕疵）に関する仲介業者の責任」 （約120分）
講 師 弁護士 那賀島 八起 氏

受講方法 上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネット
(eラーニングとは) アクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修会」のコンテンツから講義動画を視聴する方法

※「ラビーネット」URL <https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp/>

※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。

IDとパスワードの設定が分からない場合は、事務局までお問い合わせください。



動作環境 安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線

受講対象者 愛知県本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者

※愛知県内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所に1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。

受講完了条件 講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定の設問について5割以上正解すること
※研修済証は効果測定終了後に必要な方のみダウンロードいただく形式となります。